

## 条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県スポーツ振興審議会条例		
条 例 番 号	昭和 37 年神奈川県条例第 7 号	法 規 集	第 14 編第 1 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局スポーツ課		
条 例 の 概 要	スポーツ振興法第 18 条第 1 項の規定に基づき、県教育委員会が設置する神奈川県スポーツ振興審議会の委員の定数、任期その他審議会に関し必要な事項を定めている。		
検      討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  ( 現在でも 必要な条 例か。 )	スポーツ振興法第 18 条第 1 項により、各都道府県に設置することとされているスポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）について、同条第 6 項の規定に基づき、委員の定数、任期その他審議会に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性  ( 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 )	審議会は、本県のスポーツの振興に関する計画の策定のほか、教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議しており、本県のスポーツ振興を効果的に推進する上で、有効に機能している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催状況 20 年度（11 月、3 月）</li> <li>・「幼児期からの運動・スポーツ振興施策のあり方について」を平成 20 年 1 月に教育委員会に建議</li> </ul>
	効率性  ( 現行の内 容で効率 的といえ るか。 )	審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者（大学教授、スポーツ関係団体、スポーツ指導者等）及び関係行政機関の職員等、スポーツの振興に関して広く審議していく上で必要な分野から選任した 20 人で構成されており、効率的な調査審議が行われている。	H21. 4. 1 現在委員数 20 人 内訳 関係団体代表者 7 人 大学教授 4 人 県議会議員 3 人 行政機関 2 人 その他 4 人
	基本方針適合性  ( 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 )	審議会を原則公開するとともに、県民公募委員を登用（1 人）しており、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。	
	適法性  ( 憲法、法令 に抵触し ないか。 )	スポーツ振興法に基づく審議会として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>